平成２１年（フ）第１６７３号
仙台市若林区文化町３番16号
破産者　大内　教雄
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１４６号
北海道空知郡上砂川町字鶉85番地26
破産者　森脇　幸子
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
千葉県山武市松ヶ谷ロ2364番地９
破産者　岡本　美佳（旧姓宇井）
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
新潟県上越市北城町３丁目９番19号堺アパート２号
破産者　谷内　和彦
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１８５号
長野県安曇野市穂高有明2184番地132、前住所長野県松本市大字島立1572番地
破産者　百瀬　靖三
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５５７号
静岡県御殿場市萩原406番地の１　ガーデンクレス野木Ｂ201
破産者　鴇田　俊昭
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２８４号
滋賀県近江八幡市本町５丁目12番地　104号
破産者　内堀　　香(開始決定時の氏名山田香)
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４号
福岡県久留米市国分町1906番地３　上津ハイツ301号
破産者　立石恵美子
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４２号
宮崎県延岡市大野町1121番地
破産者　酒井　政男
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６２号
北海道室蘭市東町５丁目10番７―402号
破産者　鈴木　光貴
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成１９年（フ）第１４号
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1064番地３
破産者　上山　謙吉
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第７９号
福島県いわき市内郷御厩町１丁目166番地県営住宅１―312
破産者　猪坂　紀子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１２７号
群馬県高崎市八千代町１丁目16番31号
破産者　中島美代志（旧姓松村）
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１６８号
静岡県浜松市北区新都田５丁目16番18号Ｔ．ＴセザールＨ101号室
破産者　吉田由美子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
京都市山科区勧修寺平田町55番地９
破産者　小泉　千代（旧姓大八木）
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原2890番地　とんがり村Ｂ
破産者　古東　貴文
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第９号
大分市大字羽屋147番地の１　セゾンケイ202
破産者　日名子文男
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１号
大分市大字片島644番地
破産者　伊藤　淳三
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３６号
大分市にじが丘１丁目16番地の５
破産者　工藤　芳雄
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１７３号
金沢市南塚町15番地
破産者　北陸緑化株式会社
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所